



東京慈恵会医科大学

2025年度

学生総合保障制度

学生生活（学内外）を安心して過ごすために

行動範囲が大きく広がる大学生。
学生総合保険は、お子さまの学生生活を総合的にサポートします。

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

各都道府県の
自転車条例にも対応！



アルバイト・
インターンシップ
をはじめる



臨床実習を
はじめる



事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

扶養者に万一のときの
育英費用・学資費用も補償！

保険期間：2025年4月17日 午前0時～2031年4月1日 午後4時

申込締切：2025年4月16日（水）

※締切日以降の加入も可能です。

- 2025年4月17日以降にお申込みされる方は中途加入となり、web加入は手続き翌月1日から、紙加入は振込日翌日からの補償開始となります。
- 2025年4月17日以降web加入される場合は、QRコード・URLが異なりますのでご注意ください。
- 退学等の場合には解約手続きが必要となります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

団体割引適用

スマホ・PCから簡単にお申込み

おすすめ

加入申込みはWebで

簡単 **5分**

QRコードから
詳細をご確認ください

URL

①4月16日まで <http://ezoo.jp/ds2/A012766000012504>

②4月17日以降 <http://ezoo.jp/ds5/A0127660000125042412>

①4月16日まで



②4月17日以降



※web加入できない場合は、郵便局でのお申し込みとなります。

サークル活動中に・・・



損害額 32,000円

スキー部の**練習中**、転倒して膝に**大ケガ**を負った。
10日もの間、痛みに耐えながら**通院**することになった。

自転車通学中に・・・



損害額 440万円

授業に遅刻しそうだったため、急いで**自転車**を漕いでいたら、曲がり角で**歩行者に衝突**した。
ケガを負わせてしまい、**賠償金**を支払わなければならなくなった。

扶養者の方も・・・



損害額 900万円

元気だった**お父さま**が交通事故で**この世を去ってしまった**。
家計は大打撃を受け、卒業まで3年間の**授業料**を支払う余裕がなくなった。

臨床実習中に・・・



損害額 50万円

実習中、誤って自身の指に**使用済みの注射針が刺さり**、検査、投薬等の**感染予防措置**を受けた。。

※上記は東京海上日動が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

※事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに裏表紙記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

支払い事例

大学内外問わず
国内外問わず補償

支払額

30,000円

10日数分

通院保険金

大学生になっても、サークルや部活での運動を中心としたケガのリスクはなりません。

※ただし、故意または重大な過失によって生じたケガ等は補償対象外

示談交渉サービス付

支払額

440万円

全額

個人賠償責任保険金

大学生は、通学だけでなく、バイトやサークルなど、活動範囲が急激に広がるため、誰かに迷惑をかけてしまうリスクが高まります。

※ただし、自動車やバイクでの事故等は補償対象外

事故だけでなく病気
も補償するタイプあり

支払額

1,400万円

全額+一時金

育英費用保険金・学資費用保険金

扶養者の方が突然、重大な事故に巻き込まれた場合、お子さまが大学に通い続けられなくなる可能性があります。

※ただし、故意または重大な過失によって生じたケガ等による扶養不能状態は補償対象外

感染予防費用を補償

支払額

50万円

全額

感染予防費用

臨床実習中の事故によって、接触感染や院内感染する可能性があります。

※ただし、感染症の治療費は対象外です。

※賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

こんな時に、お役に立つ制度です。

●ご注意 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては裏表紙をご参照ください。

1 個人賠償責任(国内外補償)

示談交渉サービス付

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※情報機器等に記録された情報の損壊については、500万円を支払限度とします。

※自動車・バイクなどの所有・使用による賠償事故は対象となりません。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

2 学生本人のケガの補償(国内外補償)

天災補償付

■学生自身が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで

①通院されたとき ②入院されたとき ③手術されたとき ④亡くなられたとき ⑤後遺障害が生じたとき
所定の保険金をお支払いします。

また熱中症(急激かつ外来の日射または熱射により身体に障害が生じた場合)も補償の対象となります。

※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

3 学生本人の病気の補償(国内外補償)

病気で2日以上入院*1したり手術*2や放射線治療*3を受けた場合に保険金をお支払いします。

また、疾病により入院し、一定期間(60日以上)の入院が必要であると診断された場合に、入院療養一時金をお支払いします。

*1 1回の入院について60日を限度とします。

*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

4 特定感染症補償(国内外補償)

■学生自身が特定感染症(O-157・SARS・結核等)を発病し、①通院されたとき ②入院されたとき ③後遺障害が生じたとき所定の保険金をお支払いします。

※特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※補償開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発病した特定感染症については、補償の対象となりません。

5 感染予防費用(国内外補償)

医学生特有の補償

臨床実習中の事故における、感染症に係る接触感染等(針刺しに限らない)や、臨床実習後の院内感染の予防措置のために負担した費用をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。

※感染症の治療費は対象となりません。

6 救済者費用等(国内外補償)

学生自身が搭乗する航空機または船舶が行方不明または遭難した時など緊急の場合に捜索・救済者費用等をお支払いします。

また、学生が外出先でのケガにより3日以上入院をされた場合等、保護者の方が現地に駆けつける費用もお支払いします。

7 弁護士費用等(人格権侵害等)(国内補償)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

8 トラブル対策費用(国内補償)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・嫌がらせ*1等により精神的苦痛を被った場合*2に、防犯対策や転校、カウンセリング*3に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*2 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

*3 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。

扶養者の万が一の際の補償

9 育英・学資費用の補償(国内外補償)

天災補償付

■ 扶養者が病気により死亡した場合、または急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します(あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。)

◆ 育英費用保険金(ケガ)

育英費用保険金額を一度にお支払いします。

◆ 学資費用保険金(ケガ・病気)(S・Aタイプのみ)

お支払対象期間中に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によって生じたケガによる扶養不能状態も補償されます。

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償・感染予防費用・ 救済者費用等・弁護士費用等・トラブル対策費用	個人賠償責任
	(本人型)	(家族型)
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限りです。)

また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限りです。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限りです。)

*1 東京慈恵会医科大学に在籍する学生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)

① 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*2を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金額・保険料

※特待生制度、奨学金制度を利用されている方は、学資費用で補償される授業料等が免除されているため、学費費用を補償なしとした特待生・奨学金制度利用者向けプラン(Bタイプ)をご用意しました。

団体割引 **5%** 適用

保険料 (6年間分一時払)		Sタイプ (おすすめプラン) 483,660円	Aタイプ (スタンダードプラン) 326,840円	Bタイプ (特待生・奨学金制度活用生向プラン) 170,010円
1年あたりの保険料目安		80,610円	54,473円	28,335円
① 個人賠償責任		国内:無制限/国外:1億円 (記録情報限度額:500万円)	国内:無制限/国外:1億円 (記録情報限度額:500万円)	国内:無制限/国外:1億円 (記録情報限度額:500万円)
学生本人のケガ	死亡・後遺障害保険金	500万円	500万円	500万円
	入院保険金	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円
	通院保険金	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円
	手術保険金*1	入院中以外(外来):ケガによる入院保険金日額の5倍 入院中:ケガによる入院保険金日額の10倍	入院中以外(外来):ケガによる入院保険金日額の5倍 入院中:ケガによる入院保険金日額の10倍	入院中以外(外来):ケガによる入院保険金日額の5倍 入院中:ケガによる入院保険金日額の10倍
	熱中症補償	○	○	○
	細菌性食中毒補償	○	○	○
学生本人の病気	入院	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円
	手術保険金*2	入院中以外(外来):病気による入院保険金日額の5倍 入院中または放射線治療:病気による入院保険金日額の10倍	入院中以外(外来):病気による入院保険金日額の5倍 入院中または放射線治療:病気による入院保険金日額の10倍	入院中以外(外来):病気による入院保険金日額の5倍 入院中または放射線治療:病気による入院保険金日額の10倍
	入院療養一時金	10万円	10万円	10万円
	④ 特定感染症補償	○	○	○
⑤ 感染予防費用		50万円限度	50万円限度	50万円限度
⑥ 救済者費用等		100万円限度	100万円限度	100万円限度
⑦ 弁護士費用等 (人格権侵害等)		300万円	300万円	300万円
⑧ トラブル対策費用		20万円	20万円	20万円
⑨ 扶養者の補償	育英費用	一時金 500万円	一時金 500万円	一時金 500万円
	学資費用(傷害)*4	支払年度ごとに 300万円限度	支払年度ごとに 150万円限度	×
	学資費用(疾病)*4	支払年度ごとに 300万円限度	支払年度ごとに 150万円限度	×

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*4 学業費用の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2031年4月1日までです。

※上記保険料は職種別Aの方を対象としたものです。学生がアルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種別Bとなり保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「学校名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

サービスのご利用にあたって (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢のご家族の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ●電話介護相談: 午前9時~午後5時
●各種サービス優待紹介: 午前9時~午後5時
いずれも土日祝日、年末年始を除く
0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ●法律相談: 午前10時~午後6時
●税務相談: 午後2時~午後4時
●社会保険に関する相談: 午前10時~午後6時
●暮らしの情報提供: 午前10時~午後4時
いずれも土日祝日、年末年始を除く
0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

● いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル 自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間: いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス:

午前10時~午後6時
0120-300-575

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:
午前7時30分~午前9時30分 /
午後5時~午後10時

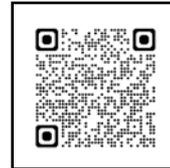
0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

重要事項説明書・補償の概要等(補償内容の詳細)

- 重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認くださいことが重要です。
- 重要事項説明書・補償の概要等の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。(重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)
URL(電磁化対応重説掲載先) <https://www.jikei.co.jp/business/insurance/>
- 重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は下記取扱代理店までご連絡ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご加入方法

web加入の場合

- 1** 手続きサイトへのアクセス
表紙記載のQRコードを読み込んで、もしくはURLを入力し加入手続きサイトへ移行します。
- 2** 加入対象者の契約情報等の入力
学生情報、加入者情報、扶養者情報、加入タイプ、告知事項等を入力します。
※個人情報には保険業法施行規則に従い、適切に管理しております。
- 3** 保険料引落口座情報の入力
保険手続き完了後、保険料引落口座の登録画面に進みます。
- 4** 5月中旬頃加入者証の受領
加入者証が未着でも補償開始日以降の事故は補償されます。
加入者証到着までは受領票を保管してください。

郵便局(払込取扱票)加入の場合 ※web加入できない場合 → 郵便局でのお申込み

具体的なお手続き要領につきましては、払込取扱票裏面をご参照ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いします。

この保険は、東京慈恵会医科大学をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東京慈恵会医科大学が有します。

お問い合わせ窓口

加入内容や補償内容等のお問い合わせ

☎ **03-3431-6898**

受付(平日・月～金9:30～12:00、13:00～17:30)

取扱代理店: **慈恵実業** 担当: 瀬戸・三浦

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

(担当部署) 公務第2部 文教公務室 ☎ **03-3515-4133**

事故の日時、場所、被害者名、事故状況、保険証券番号などを直ちにお知らせください。

(24時間・365日受付)

☎ **0120-720-110**

(事故受付センター(東京海上日動安心110番))